

## 社会科における主権者教育・消費者教育

成年年齢が引き下げになり、18歳で成人年齢を迎える。発達の段階に応じて、特に主権者教育と消費者教育を中心に、社会科においても系統的な指導を進める必要がある。

	主権者教育	消費者教育
小学校	3年：地域の安全を守る働き 3年：市の様子の変り変わり 4年：人々の健康や生活環境を守る活動 4年：自然災害から人々を守る活動 5年：我が国の農業や水産業における食料生産 5年：我が国の工業生産 5年：我が国の産業と情報との関わり 5年：我が国の国土の自然環境と国民生活との関連 6年：我が国の政治の働き	3年：地域に見られる生産や販売の仕事 4年：人々の健康や生活環境を守る活動 5年：我が国の農業や水産業における食料生産 5年：我が国の工業生産 5年：我が国の産業と情報との関わり 5年：我が国の国土の自然環境と国民生活との関連
中学校	[地理的分野] C 日本の様々な地域 (4) 地域の在り方 [歴史的分野] B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 [公民的分野] B 私たちと経済 (1) 国民の生活と政府の役割 C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則 (2) 民主政治と政治参加	[公民的分野] A 私たちと現代社会 (2) 現代社会を捉える枠組み B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 (2) 国民の生活と政府の役割 C 私たちと政治 (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

(「小(中)学校学習指導要領解説 総則編」より)

### <主権者教育>

日本国憲法第14条第1項では、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」と規定されている。学校においては、主権者教育としてこの政治的教養を育成する役割を担っている。

### <政治的教養を育む>

○ 政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについての理解 ・ 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力） ・ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力 ・ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力 ・ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度
---

### 【実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法とその留意点】

①「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」 ②「学習したことを活用して解決策を考える学び」 ③「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」
【留意点】 ・ 自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していく。 ・ 児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示する。 ・ 特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げるこの内容に留意する。 ・ 現実の具体的な政治的事象について指導で取り上げる場合には、教員が複数の観点について解説し、児童生徒に考えさせる。 ・ 教員が個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で児童生徒を指導する。

**【小・中学校社会科において重視したい学び】**

<p>○ 身の回りの社会の仕組みに関心をもつ。          (例)・ ごみや下水などの廃棄物を処理する事業          ・ 国会と内閣と裁判所の三権相互の関連          ・ 日本国憲法の制定</p>	<p>○ 地域、社会等の課題を見つけ、解決に向けて考える。          (例)・ 少子高齢化の問題          ・ 自然災害からの復興          ・ 地球規模で発生している課題</p>
<p>○ 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える。          (例)・ 国土の自然災害と自然条件との関連などを多角的に考える。          ・ 生産性や品質を高める工夫を消費者や生産者の立場に立って多角的に考える。</p>	<p>○ 根拠や理由を明確にして論理的に説明したり、他者の主張を踏まえて議論したりする。          (例)・ 世の中の様子を考え、文章で記述したり説明したりする。          ・ 放送や新聞などの産業が国民生活に果たす役割を考え、文章で記述したり、根拠や理由を明確にして議論したりする。</p>
<p>○ 自らの考えや行動を振り返る。          (例)・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見直し振り返る場面を設定する。          ・ グループなどで対話する場面や生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考える。</p>	<p>○ 主体的に社会に参画する。          (例)・ 景観の観察          ・ 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする。          ・ 道徳科で取り上げたことに関係のある内容や教材を社会科で扱う。</p>

<消費者教育>

- ① これまでの授業や活動に「消費者」の視点をプラスする。  
 実生活の場面で捉え直す（安全、情報収集、モラル、危険回避、環境、社会に与える影響…）
- ② 学びを重ね、視野を広げる  
 発達段階に応じて学習を重ねることで、多面的な考え方ができるようになる。

	学校	地域
小学校	社会：お店のしごと 算数：正しい計算 家庭：計画的な買い物	・ PTAの取組（親子でお金を学ぶ） ・ 家庭でお買い物ごっこ ・ 農作物の栽培体験 ・ 地元企業の工場見学 ・ 地域を支える地産地消 ・ 公民館や消費生活センターでの出前講座 ・ 家庭でのインターネットのルール作り
中学校	理科：環境に与える影響 技術・家庭：消費者の権利と責任 外国語：フェアトレード	

③ 得意分野を生かし合う

- ・ 消費生活センター、消費者団体、事業者等が作成した教材や出前講座の活用
- ・ 弁護士等の専門家による外部講師の活用
- ・ 公民館活動や学校支援地域本部、PTA活動等既存のネットワークや取組を活用  
 （参考：文部科学省「いつでも どこでも だれでも できる！消費者教育のヒント&事例集」）

「私たちが拓く日本の未来～有権者として求められる力を身に付けるために～」 （総務省・文部科学省）		消費者教育ポータルサイト （消費者庁）	
<URL> <a href="https://www.soumu.go.jp/main/content/000378558.pdf">https://www.soumu.go.jp/main/content/000378558.pdf</a>		<URL> <a href="https://www.kportal.caa.go.jp/about/">https://www.kportal.caa.go.jp/about/</a>	